

令和7年度住民主体の地域課題解決のための団体支援等業務委託仕様書

1 業務名

令和7年度住民主体の地域課題解決のための団体支援等業務委託

2 目的

本業務は、市内の各地域で抱える課題について、住民主体による取り組みを支援するとともに、市内での事例紹介を行うことで、同様の取り組みで他地域に普及させることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月27日までとする。

4 業務内容

受託者（以下「乙」という。）は、以下の業務を実施する。

（1）地域課題解決団体への伴走支援

- ア 1団体以上の課題解決に向けた取り組みに対し、専門人材による伴走支援を行う。
- イ 支援団体の募集は公募により行い、申込受付を行うこと。応募団体には、ヒアリングを行い、ヒアリング内容をもとに、市及び乙による選定会議により支援団体を決定する。
- ウ 専門人材は次の内容を参考に支援団体のニーズに応じた支援を行う。
 - ①課題分析
 - ②目標設定・計画検討・取組方針の提案
 - ③計画に基づく実施支援
 - ④その他、支援団体のニーズに応じた支援

（2）地域課題解決講演会の企画・参加者募集・運営

- ア 地域課題解決に向けた住民主体の運営支援などの実績のある専門家による講演及び市内で課題解決に向けた取り組みを実践する団体による組織化のプロセス紹介等、参加者に、課題解決に向けた組織化を促進するような講演会を開催すること。
- イ PRチラシ等の広報資料を作成し、講演会の周知・参加者募集を行うこと。
- ウ 講演会の会場は、市役所または市内地域交流センターを予定する。なお、会場の使用料は発生しない。

（3）住民主体の地域課題解決に向けた手引き（テキスト）の作成

- ア 地域課題を抱える団体等が、解決に向けた取り組みに動き出せるような手引きを作成すること。
- イ （2）の参加者及び地域交流センター等で配布するためのテキストを作成すること。
- ウ テキストは、住民主体の地域課題解決に関する専門家による知見が盛り込まれたものとする。

（4）管理運営業務

- ア 本事業の適切な管理・運営を行うこと。
- イ 調査状況等の進捗を市の求めに応じて報告すること。
- ウ 委託業務完了後速やかに、事業実績報告書を提出して検査を受けること。

(5) その他付随する業務

5 業務の進め方

業務に際しては、進め方など適宜、協議を行いながら進めていくこと。

6 事業の実施に係る留意点

(1) 乙は、当市と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

(2) 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を取り扱う場合は、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

なお、事務処理をするための個人情報の取り扱いについては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(3) 本業務の遂行に当たっての全部または主要部分を第三者に委託しないこと。

(4) 委託事業の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(5) 乙は業務実施過程で発生した障害や事故については、大小に関わらず市に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。

(6) 本仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合については、双方協議により決定すること。